

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

6 労働基準法の改正と施行

前年以来、進展しつつあった労働基準法の改正については、法律改正が実現し、また、法律によって命令にゆだねられた事項についても政省令が制定され、一九八八年四月一日より施行の準備が整えられた。経過の概要は以下のとおりである。

- 八五・一・二・一九 労働基準法研究会最終報告
- 八六・一・二・一〇 中央労働基準審議会(以下、中基審)建議
- 八七・二・七 労基法一部改正法案要綱を中基審に諮問
- 八七・二・二八 中基審おおむね妥当と答申。労使各側意見を適切に配慮されたいと付記した。
- 八七・三・六 法案閣議決定
- 八七・三・九 第一〇八回通常国会提出(審議せず継続審議となる)
- 八七・九・一 (第一〇九回臨時国会)衆議院社会労働委員会で三項目の修正、七項目の付帯決議により可決。
- 八七・九・三 衆議院本会議で可決
- 八七・九・一七 参議院社会労働委員会で三項目の修正、一一項目の付帯決議により可決
- 八七・九・一八 参議院本会議で可決、衆議院に回付され同本会議で可決成立。
- 八七・一〇・二八 政省令案要綱を中基審に諮問
- 八七・一一・一六 中基審の答申
- 八七・一二・一一 政省令を制定
- 八八・一・一 改正法施行について通達。行政指導で若干の改善をめざす。

右の経過のうち、法律制定に関するものは、国会審議に関する項(四四五～四五二ページ)に紹介してある。ここでは政省令の制定について述べる。

法改正では、基準労働時間の具体的決定を命令にゆだねるなど、政省令でも内容の詰めが必要であったため、中基審の審議では労使の意見が対立し、三論併記の形となり、結果としては、諮問案を認めるものとなった。ただし、三ヵ月単位の変形労働時間制を導入する際の上限規制を、諮問案で一週五六時間となっていたのを五二時間としている。

制定された政省令では、一週法定時間を当面四六時間とし、一定の事業について猶予期間を設け、また、長時間の許される特例をおいたほか、労働時間の弾力化についての要件等を定めている。主要な内容は次のとおりである。

【改正労働基準法関係政省令の主要内容】

一 法定労働時間

1 一週間の法定労働時間

イ 一週間の法定労働時間は、暫定的に四六時間とする。

ロ ただし、次にかかげる事業については、一九九一年三月三十一日までは、週四八時間とする猶予措置を設ける。

a 鉱業、運輸交通業、清掃・と畜業の事業

b 建設業、接客娯楽業およびその他の事業のうち常時三〇〇人以下の労働者を使用するもの

c 製造業および商業の事業のうち常時一〇〇人以下の労働者を使用するもの

d 貨物取扱業、映画演劇業および保健衛生業の事業のうち常時三〇人以下の労働者を使用するもの

2 法定労働時間の特例

法定労働時間の原則には労働省令による特例がおかれる。

イ 商業、映画・演劇業(ただし、映画の製作の事業を除く)、保健衛生業および接客娯楽業の事業のうち常時一〇人未満の労働者を使用するものについては、一週間について四八時間、一日について八時間まで労働させることができる。

ロ イの場合において、一ヵ月単位の変形労働時間制およびフレックスタイム制により労働させることができる。

ハ イの事業のうち常時五人未満の労働者を使用するものについては、一九九一年三月三十一日までの間は、一週間について五四時間、一日について九時間まで労働させることができる。

二 変形労働時間制

1 変形労働時間制

使用者は、変形労働時間制又は変形休日制により労働者に労働させる場合には、就業規則その他これに準ずるもの又は労使協定において、変形労働時間制又は変形休日制に係る期間の起算日を明らかにすることが必要。

2 フレックスタイム制<略>

3 三ヵ月単位の変形労働時間制

イ 三ヵ月単位の変形労働時間制の所定労働時間の要件は、原則として三ヵ月以内の一定の期間を平均し一週間の労働時間が四〇時間以内であること(常時三〇〇人以下の労働者を使用する事業にあつては四四時間以内となった)。

ロ 三ヵ月単位の変形労働時間制は、労使協定において各日・各週の労働時間を特定しておかなければならないが、その限度は、一日一〇時間、一週間五二時間、連続して労働させる日数は一週間に一日の休日確保できる日数となった。

ハ 労使協定の届出は、所定の様式により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

4 一週間単位の非定型的変形労働時間制

イ 一週間単位の非定型的変形労働時間制の対象事業は、小売業、旅館、料理店および飲食店の事業で、対象事業の規模は、常時使用する労働者の数が三〇人未満のものとなった。その一週間の所定労働時間は四四時間以内である。

ロ 一週間単位の非定型的変形労働時間制においては、当該一週間の開始する前に事前通知を書面により行わなければならない(原則)。

ハ 労使協定の届出は、所定の様式により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。
二 使用者は、一週間の各日の労働時間を定めるに当たっては、労働者の意思を尊重するよう努めなければならないこととなった。

5 使用者は、育児を行う者、老人等の介護を行う者等については、配慮すべきこと。

三 年次有給休暇<略>

四 賃金・退職手当<略>

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

